

# 通所リハビリテーションサービス重要事項説明書

## 介護予防通所リハビリテーションサービス重要事項説明書

あなたに対する通所介護サービスの提供開始にあたり、  
厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき  
重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 三井会
主たる事務所の所在地	福岡県久留米市北野町中川900-1
法人種別	医療法人
代表者名	神代 弘道
電話番号	0942-78-3177

介護保険法令に基づき 福岡県知事から指定を受 けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき 福岡県知事から指定を受けている 居宅介護サービスの種類
医療法人 三井会 神代病院	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション

### 2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	神代病院
指定番号	福岡県 4012710291 号
所在地	福岡県久留米市北野町中川900-1
電話番号	0942-78-3177

### 3. 事業の目的と運営方針

#### 訪問リハビリテーション

事業の目的	本事業は利用者の心身の状況、置かれている環境等を的確に把握し、要介護状態等の軽減若しくは悪化防止又は要介護状態となることの予防を念頭に置き、適切な通所リハビリテーションサービスが、利用者の選択に基づいて提供され、居宅において自立した生活を営める事を目的とする。
運営の方針	日常生活を営む事ができるよう支援する事を目的として行う。 提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち通所リハビリテーションを行う。又、事業の運営に当たっては、久留米市及び浮羽・三井介護保険広域連合、居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

## 介護予防通所リハビリテーション

事業の目的	本事業は利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事のできるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の維持回復を図り、利用者の生活機能維持・向上を目指す事を目的とする。
運営の方針	提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち介護予防通所リハビリテーションを行う。又、事業の運営にあたっては、久留米市及び市町村の包括支援センターとの連携に努める。

### 4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	員数
理学療法士	常勤1名以上
作業療法士	常勤1名以上
言語聴覚士	常勤1名以上

上記の責任者は( 作田 翔平 )です

職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください

### 5. 営業時間等

営業日	毎週月～土曜日(年始を除く)
営業時間	月曜～金曜日 8:30～17:30 土曜日 8:30～12:30

### 6. 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間 平日 8:30～17:30 ご利用方法 電話 0942-78-3177 担当者： 作田 翔平
医療法人 三井会 神代病院 地域医療連携室	ご利用時間 平日 8:30～17:30 土曜 8:30～17:30 ご利用方法 電話 0942-78-3177 責任者： 安武 嘉枝
各市町村役場及び市役所 介護保険課(係)	ご利用時間 平日 9:00～17:00
久留米市役所 介護保険課	電話 0942-30-9247
大刀洗町役場	電話 0942-77-0101
小郡市役所 介護保険課	電話 0942-72-7551
うきは市役所	電話 0943-75-3111
朝倉市役所	電話 0946-22-1111
国民健康保険団体連合 総務部介護保険課 介護サービス相談窓口	ご利用時間 平日 9:00～17:00 ご利用方法 電話 092-642-7859

## 7. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

また緊急連絡先に連絡致します。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	神代病院
	院長名	高田 晃男
	所在地	福岡県久留米市北野町中川900-1
	電話番号	0942-78-3177
	診療科	外科 内科 消化器外科 消化器内科 循環器科 皮膚科 救急科 整形外科 肛門外科 放射線科 神経内科 リハビリテーション科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
	契約の概要	当事業者と病院は同法人内機関です
緊急連絡先	氏名	0
	住所	0
	電話番号	0
	昼間の連絡先	0
	夜間の連絡先	0

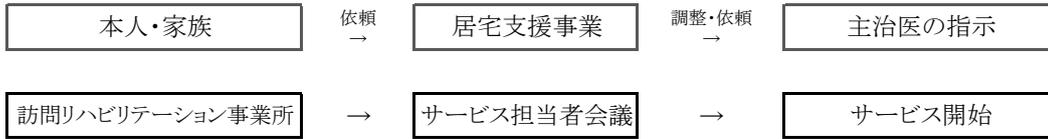
## 訪問リハビリテーションサービス内容説明書

当事者が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

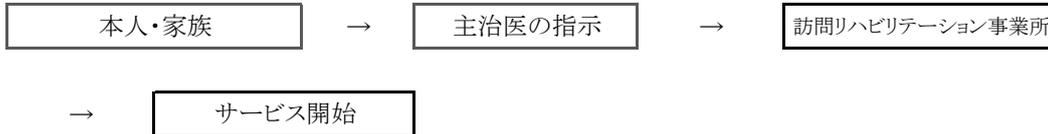
### 1. 提供するサービス（介護・医療）訪問リハビリテーション

ご利用日：月曜～金曜 8:30～17:30 土曜 8:30～12:30

#### \*介護サービス提供手順



#### \*医療サービス提供手順



- ① このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供にあたっては、医師の指示及び別紙の訪問リハビリテーション計画書に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に実施いたします
- ③ サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。なお、ご不明な点がございましたら、いつでも担当職員に遠慮なくご質問してください
- ④ 当事業所は、訪問リハビリテーション計画書に従ってサービスの実施状況及びその評価について、速やかに資料記録を作成するとともに、医師に報告します

### 2. 職員について

サービス担当責任者は（作田 翔平）です

職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求めください

### 3. 担当職員の変更

- ① 利用者はいつでも担当職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所では代わりの職員がいないなど変更を拒む正当な理由がない限り、申し出に応じます。
- ② 当事業所では、担当職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当職員を変更する事があります。その場合には、事前の了解を得ます。

#### 4. 利用料について

介護保険法に基づく(介護予防)訪問リハビリテーションを提供した際の利用料は、以下の通りです。利用者負担額は、負担割合証に記載された負担割合による額です。

1回 (20分)

(介護予防)訪問リハビリテーション	1回 : 308 単位	利用者負担額
	0 単位	0 円
事業所医が診療できない場合の減算	1回 : 50 単位	円
(介護予防)12月を超えての実施した場合の減算	1回 : 5 単位	円

※ 基本的に、1度の訪問においては2回(40分)を目安にしています。

#### 加算料金

訪問リハビリテーション費加算内容	単 位	利用者負担額
<input type="checkbox"/> 1) サービス提供体制強化加算(1単位につき)	6 単位	円
<input type="checkbox"/> 2) 短期集中リハビリテーション実施加算(/日)	200 単位	円
<input type="checkbox"/> 3) リハビリテーションマネジメント加算(イ)(/月)	180 単位	円
<input type="checkbox"/> リハビリテーションマネジメント加算(ロ)(/月)	213 単位	円
<input type="checkbox"/> 事業所の医師が利用者またはその家族に対して説明し、同意を得たとき	270 単位	円
<input type="checkbox"/> 4) 事業所評価加算(介護予防)(/日 なし)	120 単位	円
<input type="checkbox"/> 5) 移行支援加算(/日)	17 単位	円

注 加算の詳細については次の通りです。

- 1) サービス提供体制強化加算とは、訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士・作業療法士・言語療法士のうち、勤続年数7年以上の者がいる場合に算定します。
- 2) 短期集中リハビリテーション実施加算とは、退院・退所日又は初めて要介護認定を受けた後に、早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させる目的でサービス提供を行い(おおむね週2日以上)リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合に算定します。
- 3) リハビリテーションマネジメント加算とは、利用者に関わる職種が協働し継続的にリハビリテーションの質を管理した場合に算定します。
- 4) 事業所評価加算とは、介護予防訪問リハビリテーション利用者を対象として、厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定します
- 5) 移行支援加算とは、リハビリテーションを行い利用者の社会参加等を支援した場合に算定します。

- ① 介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(いったんあなたが利用料の金額を支払い、その後市町村から9割分の払い戻しを受ける方法)の方法をご希望の場合は、お申し出ください。
- ② あなたのご利用になるサービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料金の1割または2割または3割をお支払いいただきます。
- ③ 提供を受ける訪問リハビリテーションサービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ④ 当事業者は、利用者に対し、毎翌月15日までに、サービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
- ⑤ 毎月の利用料は、翌月末までに(現金、郵便・銀行振替)の方法でお支払いください。(郵便振替は毎月20日に振り落としされます。)

#### 4. キャンセル料について

訪問リハビリテーションサービスをキャンセルした場合は、以下の通りのキャンセル料をいただきます。

前日までのキャンセル : 無料

当日のキャンセル : 利用料の50%

※当日のキャンセルについて、やむを得ない事情がある場合は無料です

#### 4. 保険給付の請求のための証明書の交付について

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

#### 1ヶ月料金の目安

基本単価	0 円	利用者負担割合	1 割	利用者負担額	0 円
		利用日数	4 日		0 円
加算 1)	0 円				0 円
加算 2)	0 円				0 円
加算 3)	0 円				0 円
	0 円				0 円
加算 4)	0 円				0 円
加算 5)				加算計	0 円
				総 額	0 円

1900年1月0日

(乙)当事業者は、甲1 に対する居宅介護サービスの提供を開始に当たり、  甲1 に、  
 甲2

対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました

(乙)居宅サービス事業者

主たる事務所所在地 福岡県久留米市北野町中川900-1  
名 称 医療法人 三井会 神代病院 印

説明者 所 属 医療法人 三井会 神代病院

氏 名 印

(甲)私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け同意しました。

(甲1) 利用者 住 所

氏 名 印

(甲2) ご家族 住 所

氏 名 印

続 柄 ( )

## 10.虐待防止のための措置

(1)事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的を実施
- ② 虐待を防止するための従業員に対する研修実施
- ③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ④ その他、虐待防止のために必要な措置

(2) 事業所において上記の措置を適切に実施するための担当者は、管理者代行とします。

(3) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 11.身体的拘束等の適正化のための規定について

事業者は、利用者の身体的拘束等の適正化のため次のことが規定されています。

- ① 利用者又はほかの利用者の等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ② 利用者又はほかの利用者の等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ③ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

## 12.ハラスメント防止のための措置

事業所は、従業員の尊厳と人格を不当に侵害するハラスメント行為を防止し、従業員が安心して働くことのできる職場環境を構築するため次の措置を講ずるものとします。

- ① ハラスメント発生時対応の整備
- ② 従業者に対する研修と職場での話し合いの場の設置、定期的な開催
- ③ ハラスメントの状況把握、相談・報告体制の構築
- ④ その他、ハラスメント防止のために必要な措置

## 13.業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- ① 年1回以上のBCP研修及び訓練の実施
- ② 定期的な業務継続計画の見直し、必要に応じ業務継続計画を変更

## 14.感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的を実施
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施